

構成員提出資料

- ・ 奥山構成員

地域共生社会推進検討会最終とりまとめに対する意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

地域共生社会にむけた理念については、賛同いたします。

ただし、この挑戦を市町村が具体的に実施するにあたっては、丁寧にプロセスを踏まえて実施体制を作っていくことが必要であり、その体制づくりと交付金のあり方については慎重に検討が必要であると考えています。

子ども・子育て支援分野からの懸念は以下の通りです。

1. 子ども・子育て支援分野からの懸念

①「断らない相談支援」について

体制整備に例示されている事業、利用者支援事業は設立まもない事業であり、その普及促進はやっとスタートしたばかりです。

たとえば、利用者支援事業母子保健型（98%直営、64.3%福祉保健センター設置）の専門員が配置されている子育て世代包括支援センターは、2020年度末までにすべての自治体に設置が求められていますが、いまだ6割を超えた程度です。妊娠期からの切れ目ない支援体制づくりの整備が始まったばかりです。利用者支援事業基本型（70%直営、47.9%地域子育て支援拠点設置）についても、全国に720か所程度となっています。

他分野との連携が必要なことは言うまでもありません。しかしながら、子ども・子育て支援分野は他分野（高齢、障害者、困窮者支援等）から遅れをとっており、妊娠期から子育て期までの整備体制を構築することがまずは必要な段階と考えます。それすらもまだ連携が十分ではありません。子ども・子育て支援分野において相談対応を行ってきた母子保健、子育て支援、児童虐待対応等に関わる関係部局等との連携調整が整った自治体から取り組むべきです。子ども家庭支援分野での包括的支援もままならないまま、高齢・障害・困窮分野とより良い連携体制の構築が実現できるとは考えにくいと思います。

断らない相談支援において、子育て世代にとってこれまでより相談しにくい環境とならないよう、子ども・子育て分野の相談支援という看板を下ろすことなく、他分野との連携・伴走支援ができるよう制度設定が必要です。

それぞれの領域（子ども・子育て、高齢、障害、困窮等）から対象者をみている相談機関が対応した方が、市民にとってアクセスしやすく問題発見や継続的な支援を行う上で有効であると考えます。そのうえで相談機関がしっかり手を組んでいるイメージです。

子ども・子育て支援分野の相談体制をさらに充実させていこうという矢先に、少子化等、人口割合の論理でこれまで実施してきた子育て相談体制が人員を統合されたり縮小されることのない制度設計を求めます。

②「地域づくりに向けた支援」について

地域づくりに向けた支援の必要性や各分野の連携と協働については、これまで以上に進めてい

く必要があると考えます。

しかしながら、地域子育て支援拠点事業を長年全国に普及促進してきた経緯から申し述べますと、特に民間に委託された事業については、ここ2年継続して実施してきた経営実態調査からも人件費、運営費等が充分ではないことが指摘されています。そのような中での一括交付は、事業者がさらに厳しい状況に置かれる可能性があります。

現在、地域子育て支援拠点事業は、一般型での実施基準は週3日以上1日5時間以上の実施、連携型（児童館等）で週3日以上1日3時間以上の実施となっていますが、事業の対象である乳幼児とその養育者がつどうという実施基準を順守したうえで、基準時間以外においては他の属性の対象者も利用可能な柔軟な方向性を求めます。その基準時間以外の取り組みにこそ新たな交付金を活用、その他多世代の利用類型など各既存の事業類型では取り組めなかった類型に対して、新たな交付金を活用することを期待します。

2. 財源の拠出と配分に対する意見

今回、新たな包括的な支援体制を選んだ自治体の交付金は、財源を子ども・子育ての交付金から高齢・障害の対象予算とともに新たに設置される交付金に一度集めて、再度配分という一体的な執行となっていますが、以下の懸念があると考え意見を申し上げます。

①3つの支援を一体的に行うと決めた自治体にあっても、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は子ども部局の担当とし、地域子ども・子育て支援事業として実施していただきたい。補助金の交付についても従来通りとし、**共生型の新しい類型についてのみ新規の一括交付**としてほしい。

②3つの支援を一体的に行うと決めた自治体にあっても、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業を基盤とし、実施水準を確保したうえで、他分野との連携強化を図る場合（高齢者、障害者、困窮者等の支援）は、**プラスの共生型の補助金を交付**としてほしい。

③3つの支援を一体的に行うと決めた自治体には、子ども・子育て、高齢、障害等を一体的にサポートする会議体をつくるとともに、子ども・子育て、高齢、障害、困窮支援分野の事業所（または実務者）をメンバーに加えて、透明性のある資金の積算、配分、運営について協議して進めることを要望する。この会議体設置を自治体に義務付け、体制整備を進めること先決である。その体制を見極めてから、あらたな事業スキームに対して共通の一括交付を実施。既存の事業まで一括交付する必要性はないと考える。

④一括交付の対象となっている他分野の事業内容と予算、積算項目、人員配置基準等について詳細に示し、交付金の一括交付の積算内容のモデルやシミュレーションを示すことなく、一体交付を決定するのは、これまでそれぞれの分野で事業を推進してきた事業者にとっての説明責任が果たされていないと考える。

着実な推進体制が構築されるためには、これまでの制度・実施体制を確保・強化したうえで、**共生型社会に向けてプラスの予算を確保して実施してほしい**と考えます。

以上